

滋賀県高等学校就職問題検討会議設置要綱

1 設置目的

高等学校から職業生活への円滑な移行を図り、もって、若年期に適切なキャリアを形成し、産業界の基幹的な人材として活躍できる環境が担保されるよう、関係者の連携体制を確立し、必要な事項の連絡、検討、協議等を行うために「滋賀県高等学校就職問題検討会議」（以下「県検討会議」という。）を設置する。

2 検討事項

県検討会議は、その目的を達成するため次の事項について検討を行う。

- (1) 応募・推薦方法のあり方について
- (2) 高等学校卒業者の就職支援について
- (3) その他

3 構成

- (1) 県検討会議の構成員は、別表に掲げる者をもってあてる。
- (2) 県検討会議の議長は滋賀労働局職業安定部職業安定課長がこれにあたる。
- (3) 県検討会議に作業部会を設置する。
- (4) 作業部会の構成は、別表各関係機関の担当者とする。

4 運営

県検討会議は議長が必要に応じて召集、運営する。

5 事務局

県検討会議の事務局は滋賀県教育委員会事務局高校教育課及び滋賀労働局職業安定部職業安定課において取り扱う。

県検討会議の事務局長は滋賀県教育委員会事務局高校教育課長がこれにあたる。

附則

この要綱は平成14年5月24日から施行する。

この要綱は令和2年6月24日から改定する。

この要綱は令和5年1月19日から改定する。

この要綱は令和6年4月1日から改定する。

別 表

滋賀県高等学校就職問題検討会議 検討委員

一般社団法人 滋賀経済産業協会 専務理事

滋賀県中小企業団体中央会 専務理事

滋賀県進路保障推進協議会 会長

((併) 滋賀県高等学校進路指導研究会 会長)

滋賀県進路保障推進協議会事務局 事務局長

滋賀県高等学校進路指導研究会 就職部会長

滋賀労働局職業安定部 職業安定課長

滋賀県子ども若者部 子ども若者政策・私学振興課長

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課長

滋賀県教育委員会事務局 高校教育課長

滋賀県高等学校就職問題検討会議 開催報告

令和5年度 滋賀県高等学校就職問題検討会議

1 日時

令和6年1月29日（月） 13時30分～15時30分

2 開催場所

滋賀県庁東館7階大会議室

3 出席者 8名

一般社団法人 滋賀経済産業協会 専務理事

滋賀県中小企業団体中央会 専務理事

滋賀県進路保障推進協議会 会長

（（併）滋賀県高等学校等進路指導研究会 会長） （欠席）

滋賀県進路保障推進協議会事務局 事務局長

滋賀県高等学校等進路指導研究会 就職部会長

滋賀労働局職業安定部 職業安定課長

滋賀県総務部 私学・県立大学振興課長

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課長

滋賀県教育委員会事務局 高校教育課長

4 結果概要

(1) 滋賀県における就職慣行の申し合わせについて説明

(2) 令和5年度新規高等学校卒業予定者に係る求人・求職状況、就職内定状況、他府県の就職指導の状況等について情報共有

(3) 複数応募の開始時期、指定校以外の求人の取り扱いについて協議

(4) 出席者による意見交換

・令和6年度の取り扱いについては現状維持とし、一人一社制、複数応募の開始時期については、引き続き検討課題とする

・一次応募の段階で、求人事業者が指定校求人か指定校以外の求人のどちらかを選択して提出できるようにすることについて、検討を求める

・現行の申し合わせについて、当事者である企業、学校関係者及び生徒の評価を調査し、課題を整理することが必要

・就職問題検討会議を複数回開催するなど、会議の持ち方を検討すべき

(5) 令和6年度の取扱いについては現状維持とし、就職慣行の在り方、指定校以外の求人の取り扱いについて、企業や学校関係者等から広く情報収集し、検討を継続していくことを確認した

滋賀県高等学校就職問題検討会議

令和6年度における新規高等学校等卒業者の応募・推薦に係る申し合わせ事項

令和5年度滋賀県高等学校就職問題検討会議において、令和6年度における新規高等学校等卒業者の就職に係る応募・推薦に係る取扱いについて、次のとおり申し合わせを行いました。

(1) 複数応募制に係る応募可能事業所数等について

- ① 求人票提出(10月以降の場合を含む)後、いわゆる1次選考までは、1人1社制、応募推薦枠3倍は厳守する。
- ② 10月1日以降の未充足求人には、複数応募(2社)を可能とする。

ただし、10月1日時点(9月末の充足状況確認時)で、未充足であって、指定校以外からの応募を否とする求人にあつては、指定校の範囲内での複数応募となる。

同様に、指定校以外からの応募を可とする求人にあつては、指定校以外を含めての複数応募とする。

(2) 複数応募の場合の生徒の意思表示について

最初の応募求人について、内定の連絡(文書に限らない)があつた場合、他の応募求人の結果が出る出ないにかかわらず、この日から7日以内に入社内諾等の意思表示を行うこととする。

(3) 複数応募に伴う、求人票への専願優先、併願可の取扱いについて

各事業所は、求人票提出時において、求人票に「専願優先」または「併願可」について表示をする必要がある。

なお、10月1日以降の未充足求人については、「専願優先」または「併願可」について再度確認を行う必要がある。

(4) 複数応募制に係る生徒の就職内諾について

複数応募制に係る生徒の就職内諾については、下記のとおりとする。

複数応募制に係る生徒の就職内諾一覧

応募の状況	応募の結果	就職内諾
「併願可」事業所2社へ応募	内定	応募した「併願可」事業所のいずれかに就職内諾
「専願優先」事業所と「併願可」事業所へ応募	「専願優先」事業所と「併願可」事業所共に内定	必ず、応募した「専願優先」事業所に対して就職内諾
	「専願優先」事業所のみ内定	必ず、応募した「専願優先」事業所に対して就職内諾
	「併願可」事業所のみ内定	応募した「併願可」事業所に対して就職内諾

* 事業所は、選考結果を、原則として選考後 3 日以内、遅くとも 1 週間以内に、必ず出身校を通じ応募者本人に、速やかに通知する。

* 生徒は、内定の連絡(文書に限らない)があった場合、他の応募求人の結果が出る出ないにかかわらず、この日から 7 日以内に入社承諾等の意思表示を行う。

(5) 高等学校における指導に係る留意点

10 月 1 日以降の未充足求人については、複数応募(2 社)が可能となったからといって、全ての生徒に対して複数応募させるのではなく、生徒の希望等を十分に斟酌したうえで、複数応募により、より一層効果が出ると思われる案件に限り複数応募を行うよう十分に留意する必要がある。

資 料 提 供
滋賀労働局発表 令和6年12月24日(火)

担 当	職業安定部 職業安定課
	課 長 杉 本 一 弥
	地方職業指導官 保 木 貴 之
	職業紹介第一係 西 川 千 尋
	電 話 077-526-8609

高校新卒者の求人・求職・就職内定状況（令和6年9月末現在）

就職内定率は71.4%

滋賀労働局（局長 多和田 治彦）では、令和7年3月に県内の高等学校を卒業予定の生徒について、令和6年9月末現在の求人・求職・内定状況を取りまとめました。対象は、学校（定時制・特別支援学校・通信制含む）やハローワークからの職業紹介を希望した生徒です。

ポイント

1. 令和7年3月新規高等学校卒業予定者の求人・求職の状況

○求 人 数 5,571人で前年同期と比べ5.4%増加（4年連続の増加）

○求職者数 1,909人で前年同期と比べ6.8%増加（5年ぶりの増加）

○求人倍率 2.92倍で前年同期と比べ0.04ポイント低下
（平成7年度以降*、過去2番目の高水準）

○就職内定者数 1,363人で前年同期と比べ9.4%増加（5年ぶりの増加）

○内 定 率 71.4%で前年同期と比べ1.7ポイント上昇

2. 今後の滋賀労働局における主な支援

○未内定者に対し、ハローワークの就職支援ナビゲーターが個別にきめ細やかな就職支援を実施します。

*滋賀労働局では、平成7年度から9月末における求人・求職・就職内定状況の取りまとめを行っています。ただし、令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響により高校新卒者の選考・内定開始期日に変更があったことを踏まえ、調査時点を10月末に代えて取りまとめしています。

1. 新規高等学校卒業予定者の求人・求職の状況

【求人】

- ・令和7年3月高等学校卒業予定者対象の求人数は5,571人となり、前年同期の5,286人と比べ285人（5.4%）増加し、4年連続の増加となりました。
- ・産業別では、求人数全体の49.4%を占める製造業で2,752人となり、前年同期と比べ208人（8.2%）増加した他、卸売業、小売業で100人増（21.8%増）、生活関連サービス業、娯楽業で40人増（14.1%増）などとなりました。

【求職】

- ・求職者数は1,909人となり、前年同期の1,787人と比べて6.8%増加しましたが、平成8年3月卒（平成7年度）以降、過去3番目に少ない数となり、令和4年3月卒（令和3年度）以降は2,000人を下回り続けています。

【求人倍率】

- ・求人倍率は2.92倍となり、前年の2.96倍と比べ0.04ポイント低下しましたが、平成8年3月卒（平成7年度）以降、過去2番目に高い値となっています。

【内定率】

- ・高校生の採用選考は、9月16日から始まり、今年度の内定率のとりまとめは今回が初めてとなります。
- ・令和7年3月高等学校卒業予定者の9月末現在の就職内定率は、前年同期と比べ、1.7ポイント上昇し71.4%でした。また、就職内定者は1,363人となり、前年同期と比べ9.4%増加となっています。

2. 滋賀労働局における新規学校卒業予定者への支援

○ハローワークによる求人開拓の実施

○就職支援ナビゲーターが学校と連携して、就職希望者に対する個別の就職支援の実施

○高校新卒予定者を対象とした「就職相談会」を、クサツエストピアホテルにて令和6年11月6日（水）に開催（35社が参加）

（参考）

新規高等学校卒業予定者の採用選考日程

- ・ハローワークでの求人受付：6月1日以降
- ・事業所から学校への求人提出・学校での公開：7月1日以降
- ・学校から事業所への推薦開始：9月5日以降
- ・事業所での選考・内定開始：9月16日以降

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職内定の状況

滋賀労働局職業安定部

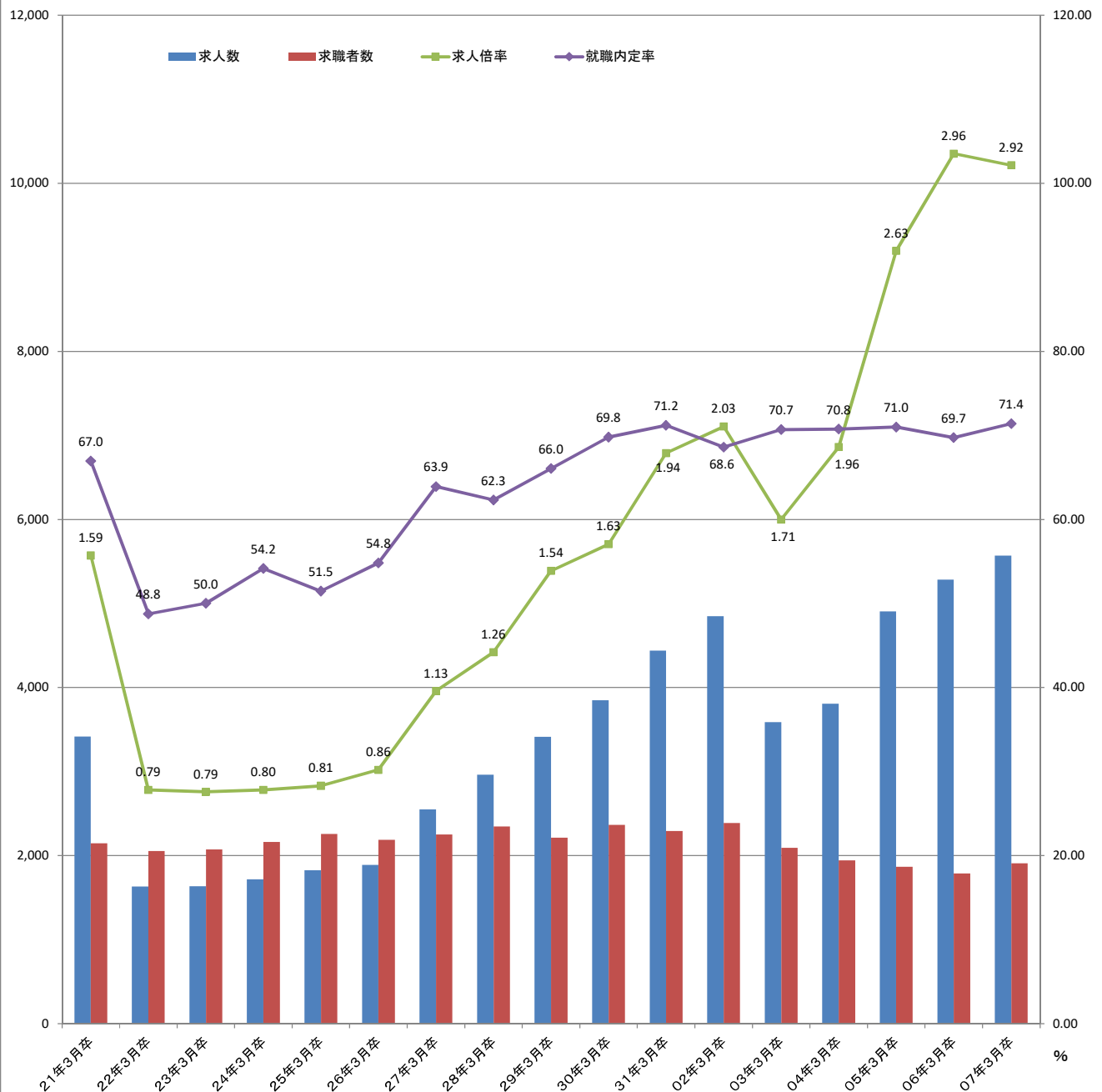
令和6年9月末現在

	① 求 人 数 (人)			② 就職希望者数 (人)			③ 就職内定者数 (人)			④ 就職内定率 (%)			⑤ 求人倍率 (倍)		
	令和6年度	令和5年度	前年比(%)	令和6年度	令和5年度	前年比(%)	令和6年度	令和5年度	前年比(%)	令和6年度	令和5年度	前年比(P)	令和6年度	令和5年度	前年比(P)
高校(計)	5,571	5,286	5.4	1,909	1,787	6.8	1,363	1,246	9.4	71.4	69.7	1.7p	2.92	2.96	▲ 0.04p
男				1,159	1,033	12.2	830	737	12.6	71.6	71.3	0.3p			
女				750	754	▲ 0.5	533	509	4.7	71.1	67.5	3.6p			

(注)②就職希望者数及び③就職内定者数は、学校又は安定所の紹介によるものを計上しています。

自営・縁故就職・公務員への応募等学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

新規高等学校卒業者の職業紹介状況推移(03年3月卒のみ10月末現在、他は9月末現在・滋賀県)



新規高等学校卒業者の職業紹介状況推移

滋賀労働局職業安定部

03年3月卒のみ10月末現在、他は9月末現在

項目	高 等 学 校 卒 業 者								参 考
	求人数		求職者数		求人倍率	就職内 定者数	就職内 定 率	未就職 者 数	
		前年比		前年比					
卒業年月	(人)	(%)	(人)	(%)	(倍)	(人)	(%)	(人)	最終 就職率 (%)
21年3月卒	3,416	▲ 8.5	2,146	▲ 3.0	1.59	1,437	67.0	709	97.6
22年3月卒	1,633	▲ 52.2	2,055	▲ 4.2	0.79	1,002	48.8	1,053	97.6
23年3月卒	1,634	0.1	2,073	0.9	0.79	1,037	50.0	1,036	98.0
24年3月卒	1,719	5.2	2,162	4.3	0.80	1,171	54.2	991	97.2
25年3月卒	1,826	6.2	2,258	4.4	0.81	1,162	51.5	1,096	98.8
26年3月卒	1,888	3.4	2,187	▲ 3.1	0.86	1,199	54.8	988	99.3
27年3月卒	2,548	35.0	2,253	3.0	1.13	1,440	63.9	813	99.2
28年3月卒	2,963	16.3	2,346	4.1	1.26	1,462	62.3	884	99.6
29年3月卒	3,412	15.2	2,212	▲ 5.7	1.54	1,461	66.0	751	99.5
30年3月卒	3,848	12.8	2,367	7.0	1.63	1,653	69.8	714	99.4
31年3月卒	4,438	15.3	2,293	▲ 3.1	1.94	1,633	71.2	660	99.4
02年3月卒	4,848	9.2	2,387	4.1	2.03	1,638	68.6	749	99.4
03年3月卒	3,586	▲ 26.0	2,092	▲ 12.4	1.71	1,479	70.7	613	99.7
04年3月卒	3,807	6.2	1,942	▲ 7.2	1.96	1,374	70.8	568	98.7
05年3月卒	4,905	28.8	1,867	▲ 3.9	2.63	1,326	71.0	541	99.4
06年3月卒	5,286	7.8	1,787	▲ 4.3	2.96	1,246	69.7	541	99.5
07年3月卒	5,571	5.4	1,909	6.8	2.92	1,363	71.4	546	

注:最終就職
率は翌年6月
末現在

産業別・職業別・規模別求人受理状況(高校)

滋賀(25)

令和6年9月末現在

項 目		令和7年3月卒	令和6年3月卒	対前年比
産業・職業・規模		合計 (人)	合計 (人)	(%)
産 業	A, B 農, 林, 漁業 (01~04)	31	10	210.0
	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 (05)	3	5	△ 40.0
	D 建設業 (06~08)	630	663	△ 5.0
	E 製造業 (09~32)	2,752	2,544	8.2
	09 食料品製造業	137	145	△ 5.5
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	5	3	66.7
	11 繊維工業	148	137	8.0
	12 木材・木製品製造業(家具を除く)	20	24	△ 16.7
	13 家具・装備品製造業	19	21	△ 9.5
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	74	78	△ 5.1
	15 印刷・同関連業	55	52	5.8
	16 化学工業	163	132	23.5
	17 石油製品・石炭製品製造業	0	0	
	18 プラスチック製品製造業	285	283	0.7
	19 ゴム製品製造業	75	70	7.1
	21 窯業・土石製品製造業	214	195	9.7
	22 鉄鋼業	47	52	△ 9.6
	23 非鉄金属製造業	57	50	14.0
	24 金属製品製造業	185	204	△ 9.3
	25 はん用機械器具製造業	259	212	22.2
	26 生産用機械器具製造業	168	184	△ 8.7
	27 業務用機械器具製造業	74	61	21.3
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	190	167	13.8
	29 電気機械器具製造業	217	173	25.4
	30 情報通信機械器具製造業	10	11	△ 9.1
	31 輸送用機械器具製造業	332	274	21.2
	20.32 その他の製造業	18	16	12.5
	F 電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	1	0	
	G 情報通信業 (37~41)	7	3	133.3
	H 運輸業, 郵便業 (42~49)	291	275	5.8
	I 卸売業, 小売業 (50~61)	559	459	21.8
	50~55 卸売業	95	82	15.9
	56~61 小売業	464	377	23.1
別	J 金融業, 保険業 (62~67)	32	29	10.3
	K 不動産業, 物品賃貸業 (68~70)	42	31	35.5
	L 学術研究・専門・技術サービス業 (71~74)	41	47	△ 12.8
	M 宿泊業, 飲食サービス業 (75~77)	344	347	△ 0.9
	(76,77 飲食サービス業)	185	225	△ 17.8
	N 生活関連サービス業・娯楽業 (78~80)	323	283	14.1
	O 教育, 学習支援業 (81.82)	4	3	33.3
	P 医療, 福祉 (83~85)	354	390	△ 9.2
	Q 複合サービス事業 (86.87)	28	23	21.7
	R サービス業(他に分類されないもの) (88~96)	125	168	△ 25.6
	S, T 公務(他に分類されるものを除く)・その他 (97,98,99)	4	6	△ 33.3
職 業	A, B 専門・技術・管理	484	438	10.5
	C 事務	229	211	8.5
	D 販売	353	359	△ 1.7
	E サービス	988	981	0.7
	H, I, J, K 技能工等・採掘・製造・建築従事者	3,435	3,244	5.9
	(49~59) 製造・製作従事者	2,651	2,514	5.4
	(64・67) 定置機関・建設機械運転	132	126	4.8
	(65・66・68~73) 採掘・建設・労務従事者	554	508	9.1
	(60~63) その他	98	96	2.1
	F, G 上記以外の職業従事者	82	53	54.7
合 計		5,571	5,286	5.4
規 模 別	29人以下	1,602	1,563	2.5
	30~99人	1,486	1,508	△ 1.5
	100~299人	1,569	1,311	19.7
	300~499人	434	390	11.3
	500~999人	213	233	△ 8.6
	1,000人以上	267	281	△ 5.0

※平成21年12月改正の「日本標準職業分類」に基づく区分

令和7年3月高等学校等卒業予定者の就職内定状況【令和6年10月末】
 県立高等学校・私立高等学校・私立中等教育学校（全日制・定時制）

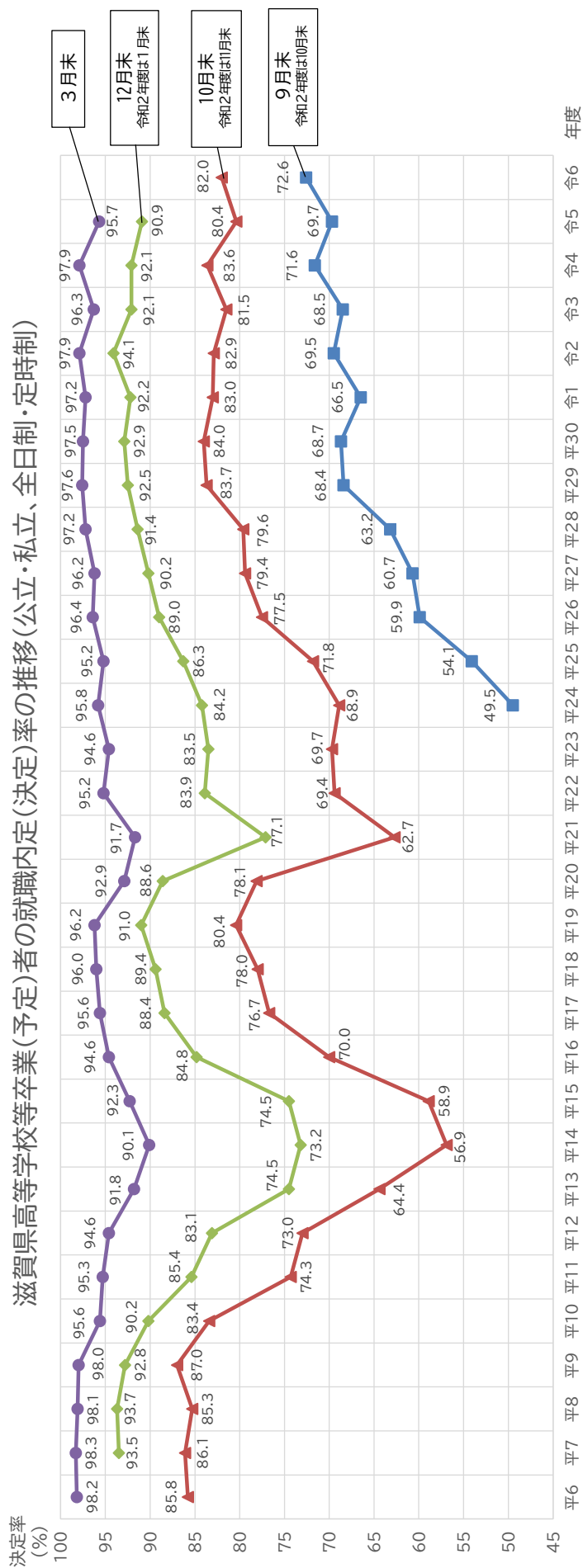
滋賀県子ども若者部・滋賀県教育委員会

	卒業予定者数 (人)	就職希望者数(人)			内定者数(人)			内定率 (%)
		男	女	計	男	女	計	
今年度	11,618	1,107	749	1,856	927	594	1,521	82.0%
	内訳 男 6,101 女 5,517				内訳 男 843 女 84	内訳 男 564 女 30	内訳 男 1,407 女 114	男 83.7% 女 79.3%
		卒業予定者のうち、就職希望者の割合			内定者のうち、県内就職者の割合			参考：全国
		18.1%	13.6%	16.0%	90.9%	94.9%	92.5%	77.3%
前年同期比	101.6%	107.9%	100.3%	104.7%	110.5%	101.4%	106.7%	
	増減 全体 +188	増減 +81	増減 +2	増減 +83	増減 +88	増減 +8	増減 +96	全体 +1.6 ポイント
	増減 男 +128	割合 +7.9%	割合 +0.3%	割合 +4.7%	割合 +10.5%	割合 +1.4%	割合 +6.7%	男 +1.9 ポイント
	増減 女 +60							女 +0.9 ポイント
前年同期	11,430	1,026	747	1,773	839	586	1,425	80.4%
	内訳 男 5,973 女 5,457				内訳 男 765 女 74	内訳 男 540 女 46	内訳 男 1,305 女 120	男 81.8% 女 78.4%
		卒業予定者のうち、就職希望者の割合			内定者のうち、県内就職者の割合			
		17.2%	13.7%	15.5%	91.2%	92.2%	91.6%	

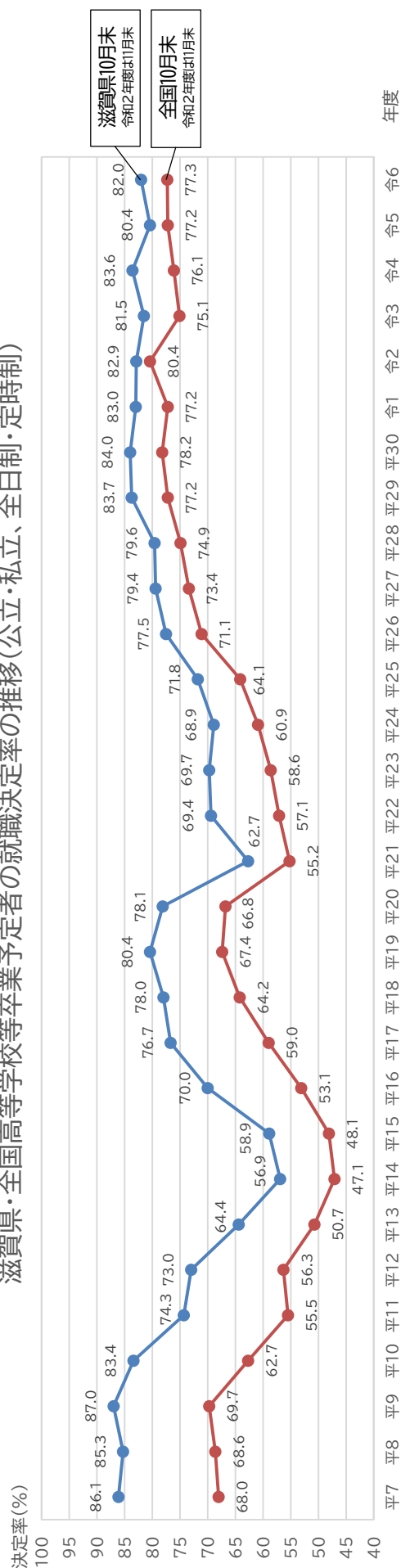
10月末の状況（前年同期比）

【就職希望者】全体では83人増加(前年比+4.7%)した。男子は81人増加(前年比+7.9%)、女子は2人増加(前年比+0.3%)した。
 【内定者数】全体では96人増加(前年比+6.7%)した。男子は88人増加(前年比+10.5%)、女子は8人増加(前年比+1.4%)した。
 【内定率】全体では82.0%で、前年比は1.6ポイント増加。男子は1.9ポイント増加し、女子は0.9ポイント増加した。

滋賀県高等学校等卒業(予定)者の就職内定(決定)率の推移(公立・私立、全日制・定時制)



滋賀県・全国高等学校卒業予定者の就職決定率の推移(公立・私立、全日制・定時制)



令和6年3月高等学校等卒業者の求人数および就職決定率について

- ・県立高等学校 45 校〔全日制 44 校、定時制 5 校（うち 4 校は全日制と併置）、通信制 1 校（定時制と併置）〕、私立高等学校 11 校〔全日制 10 校、定時制 1 校（全日制と併置）、通信制 2 校（うち 1 校は全日制・定時制と併置）〕、私立中等教育学校 1 校〔全日制 1 校〕の調査結果である。
- ・普通科と専門学科を設置する高校は「普通」で、総合学科と専門学科を設置する高校は「総合」で集計している。

1 学科別の 1 校あたりの平均求人数（県内求人のみ）（人）

	普通	農業	工業	商業	総合
全日制	151 (0~549)	511	989	424	464
定時制	214 (114~297)		49		24
通信制	40				

※参考値

2 学科別の就職決定率（％）

	普通	農業	工業	商業	総合	全体
全日制	95.7	97.0	99.0	99.3	98.1	95.7
定時制	68.0		93.3		75.0	
通信制	41.8					41.8

令和 6 年度
滋賀県就職問題検討会議
作業部会報告書

1 滋賀県における高校生の就職慣行について

(1) 就職慣行見直しに係る令和4年度までの経緯

滋賀県では、平成14年度に滋賀県高等学校就職問題検討会議（以下「検討会議」という）が開催され、現在も継続している就職慣行の申し合わせが承認された。

平成15年度検討会議においては、平成14年度に承認された各事項について効果を検証したうえで、平成16年度以降も申し合わせ事項を継続することが承認され、検討会議については、再び就職慣行の検討が必要となった際に改めて招集することとなり、以降、令和3年度に開催されるまで、申し合わせ内容は維持されてきた。

「一人一社制」等の高等学校卒業者の就職あっせんの仕組みについては、できるだけ多くの生徒に応募の機会を与えるとともに、高等学校教育への影響を最小減にとどめる短期間のマッチングを可能とする仕組みとして普及・定着し、高校生の円滑な職業生活への移行に貢献してきたところである。

一方で、このような慣行に基づいた就職指導の在り方、生徒の就職の仕方が、生徒自らの意志と責任で職種や就職先を選択する意欲や態度、能力の形成を妨げる一因となっているのではないか、また、早期の離職等の問題につながっているのではないかという指摘がなされ、「経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）」において、「一人一社制の在り方の検討」の必要性が指摘された。

また、「規制改革推進に関する第5次答申（令和元年6月6日規制改革推進会議決定）」において、現行の枠組みは、高校生の就職の機会を保障しようとするあまり、かえって、当事者である高校生の主体性を過度に制限しており、採用選考の選択肢を広げる余地があるのではないか、といった旨の指摘もなされた。

こうした指摘を受け、高等学校卒業者の就職慣行の在り方について現状把握を行い、課題の改善に向け更なる整理を行うために、平成31年1月に、高等学校就職問題検討会議の下に、文部科学省、厚生労働省の他、経済団体、学校関係者、学識経験者から構成されるワーキングチーム（WT）が設置され、検討を重ねた結果、厚生労働省から各都道府県の労働局に対して、都道府県の高等学校就職問題検討会議において、各地域や学校の特性等に応じた学校による就職あっせんの在り方等について 検討、協議等を行うよう、指示がなされた。

以上の経過を経て、令和3年度に18年ぶりに検討会議が開催され、一人一社制については今後、地域の特性など、多角的に情報を収集しながら慎重な議論が必要であること、継続的な検討の機会を設けることが必要であること、就職慣行は現状維持とすることが確認された。続く令和4年度検討会議においても同様に、就職慣行は現状維持とし、継続して検討を行うこととされた。

(2) 令和5年度検討会議の結果

令和5年度の作業部会においては、前年度検討会議の結果から、改めて滋賀県の就職慣行の申し合わせのうち、一人一社制に係る検討材料とするため、当事者である関係者（企業、学校関係者）に対するアンケート調査を実施し、この結果から以下、提言が行われた。

- ① 令和7年3月卒業予定者に係る滋賀県の就職慣行については、現行の申し合わせを維持することが妥当であるとする。

ただし、就職慣行の在り方について、今後の求人状況等を踏まえて継続して検討していく必要がある。

② 一次応募の段階において、指定校以外の求人提出の可否を検討すること。

ただし、混乱を避けるため、導入する場合は周知期間を設ける必要があること。

これを受けて開催された検討会議においては、産業界側代表から指定校以外の求人の柔軟な取扱いについてレベルを上げた検討を求める意見があり、学校側代表者からは現場の意見を聞くよう求める意見が出るなどしたものの、一人一社制の見直しなど現行制度の変更について積極的な意見はなく、令和6年度は現状維持とし、引き続き慎重に検討すること、加えて、企業や学校関係者及び生徒から広く情報収集することとされた。

(3) 令和6年度作業部会の取組

上記令和5年度検討会議の結果から、一人一社制及び指定校以外の求人の取扱いに係る検討材料とするため、改めて当事者である関係者（企業、学校関係者及び生徒）の評価を調査すべくアンケート調査を実施した。

加えて、全国都道府県における指定校求人の取扱いについて調査を行った。

2 関係者の意見等

前記1の(3)について、当事者に対する調査結果を以下にまとめる。

(1) 学校関係者の意見等

令和5年度の就職決定者が10人以上の高等学校32校（全日制31校、定時制4校、通信制2校）の就職指導者37人を対象に、就職慣行等に係る意見を調査し回答を得た。

質問項目は、①大阪府や和歌山県等における複数応募の利用状況や影響②滋賀県における就職慣行の申し合わせ（一次応募までは一人一社制で推薦倍率3倍以内、10月1日以降は2社まで可能）への評価とした。

①大阪府や和歌山県等の複数応募制については、生徒や保護者に説明を行った学校が10校（27%）あった。制度を利用した生徒はいなかった。

②就職慣行の申し合わせについては、一次応募までは一人一社制であることについて「現行のとおりでよい」が33校（89%）、10月1日以降の複数応募についても「現行のとおりでよい」が34校（92%）と、おおむね現行のやり方が支持された。理由としては、「生徒の負担軽減、機会の均等、事業所との信頼関係、教員の負担軽減」などが挙げられた。

一方で、10月1日以降の複数応募の評価については、「良い」が13校（35%）、「まあ良い」が11校（30%）、「どちらとも言えない」が9校（24%）と、他の設問に比べて「どちらとも言えない」の割合が高かった。理由としては、「今は求人が多いので、二次募集も一人一社制でよい」、「複数応募は生徒の準備が大変だが、結果が出るまでの日数を考えるとメリットがある」などが挙げられた。

(2) 生徒の意見等

令和5年度の就職決定者が10人以上の高等学校を対象に、今年度内定を得た生徒1,243人から回答を得た（11月末時点）。

質問項目は、①就職活動の開始時期、②合同企業説明会への参加希望の有無、③滋賀県における就職慣行の申し合わせ（一次応募までは一人一社制で推薦倍率3倍以内、10月1日以降は2社まで可能）への評価等とした。

①就職という進路を決めた時期は、「高校入学前」と「3年生になってから」がどちらも約30%であった。多くの生徒（71%）は、就職か進学か高校入学後に決定していることが

分かった。

②「応募前に合同企業説明会があれば参加したいですか」「応募前に県内の企業を知る取組があれば参加したいですか」という問いには、どちらも59%の生徒が「参加したい」と回答した。

応募前に、より多くの企業について知りたいというニーズがうかがえる。

③一人一社制についての評価は、「一度に1社ずつの応募がよい」が49%、「同時に2社以上の応募ができた方がよい」24%、「わからない」が27%であった。

一人一社制がよい理由としては、「1社の就職対策に時間をかけられるため」が54%で最も多かった。

指定校求人については、64%が「現状のままの指定校求人がよい」と回答した。就職の申し合わせについても「良い」と「まあ良い」を合わせて74%の生徒が肯定的な意見だった。

内定を得た生徒は、おおむね現行の制度に納得していることがわかった。

(3) 企業の意見等

企業アンケートについては、滋賀労働局、県内各ハローワークが実施する採用選考研修会等の機会を捉えて実施し、414事業所（前回180事業所）から回答を得た。

質問項目は、①滋賀県における就職慣行の申し合わせへの評価、②一次選考までは一人一社制で応募推薦枠は求人数の3倍以内とする現行制度の見直しの要否、③10月1日以降の未充足求人について、複数応募（2社まで）を可能とする現行制度の見直しの要否等とした。

①現行の就職慣行への評価は、「良い・まあ良い」で63.3%、「あまり良くない・良くない」が13.0%、「どちらとも言えない」が23.7%であった。

現行慣行を「良い・まあ良い」と評価した理由の一番は「効率的に高校生を採用できる」という採用実績を踏まえたものであり、他方、「どちらとも言えない」、「あまり良くない・良くない」の評価は、「応募・推薦が少ないまたはない」ことが一番の理由であった。

②一次選考までは一人一社制で応募推薦枠は求人数の3倍以内とする現行制度の見直しについては、「現行のとおりでよい」が56%、「見直した方がよい」が42.3%と、見直しを望む声が4割を超え、このうち45.7%（全体の19.3%）が応募・推薦枠の拡大を、53.1%（全体の22.5%）が「指定校のあり・なし選択」、または「全て指定校なし」とする、指定校制度の見直し意見となっている。

企業規模別にみると、50人以下規模、101人以上300人以下規模の45%以上が現行制度の見直しとしている。

③10月1日以降の未充足求人について、複数応募（2社まで）を可能とする現行制度の見直しについては、「現行のとおりでよい」が68%、「1人1社のみがよい」が6%、「複数応募解禁時期や複数応募の数を見直したほうがよい」が23%であった。見直し意見のうち、一次選考当初から2～3社を上限とする意見が48.5%（全体の11.4%）、一次選考当初から応募数制限なしとする意見が45.4%（全体の10.6%）で、見直しへの具体的な意見をみると、「中小企業が選ばれにくい」、「高校生の職業選択の自由を保証」というものがみられた。

3 作業部会での検討結果

(1) 一人一社制及び複数応募の開始時期について

就職慣行のうち、一人一社制、複数応募の開始時期については、学校関係者、企業共に現行の申し合わせを支持する意見が多数となった。また、学校関係者に対して、一次選考当初から複数応募を可能としている大阪府、和歌山県への応募状況を調査したところ、本年度も大阪府、和歌山県の求人に対して複数応募を希望する生徒は存在せず、影響は見られなかったことを確認した。

一人一社制及び10月1日以降の未充足求人について、複数応募（2社まで）を可能とする現行制度については、限られた時間の中で高等学校教育への影響を最小減にとどめつつ、短期間のマッチングを可能とする仕組みとして定着しており、長年にわたり培ってきた学校と企業との信頼関係に支えられ、高校生の円滑な職業生活への移行に貢献していると評価するところである。

ただし、企業に対するアンケート調査の結果から、回答のあった企業の23%（前回21.7%）の企業が複数応募の開始時期や応募の上限数について見直すべきと回答しており、雇用情勢等を注視しつつ、多角的な視点で慎重に議論を継続することが必要である。

(2) 一次応募の段階において、指定校以外の求人提出の可否について

企業アンケートの結果から、「現行慣行を見直した方がよい」とする意見が42.3%を占めていることは看過できない状況であり、これら見直し意見についてみると、求人の提出に当たって「応募・推薦枠を拡大した方がよい」と回答した企業が19.3%、「指定校ありと指定校なしのどちらかを選択したい」及び「全ての求人について、指定校なしにしたほうがよい」と回答した企業が合わせて22.5%であった。

労働力の供給制約が強まる中、企業における基幹労働力確保への意欲の高まりと相まって、求人充足に至らない企業や特に応募者のない状況の続く企業から、慣行見直し意見は年々増加してきている。

一方で、学校の求人受理状況についてみると、多くの指定校求人を受ける学校と、指定校として受ける求人の少ない学校がみられる。

このような状況を踏まえ、企業は高卒求人提出時に「指定校求人」とするか「公開求人（指定校なし求人）」とするかを選択できるようにすることについて、検討した。

なお、この検討に際し、滋賀労働局が独自に47都道府県の指定校求人の取扱いについて調査したところ、「原則、指定校求人のみ」とする取扱いが滋賀県のみであった。

また、生徒の応募機会拡大のため、指定校求人よりも公開求人を推奨する県も複数みられた。

加えて、参考事項として、当初から複数応募を認めている大阪府（令和4年度から）、茨城県（令和6年度から）において、複数応募は公開求人のみ可としていること、大阪府における複数応募を可とする企業は、高校との関係が薄い新興企業が多いことなどの情報を確認した。

公開求人を可能とした場合、懸念材料として、公開求人とすることは応募推薦枠を無くすことであり、結果3倍ルールを取り払うこととなり、応募が集中する求人は不合格者が多数生じること、また、これまで企業との信頼関係で成り立ってきた仕組みを崩すことにより、企業との繋がりが失われるのではないかと意見があったところ、今回のアンケート結果において、現行の就職慣行への評価を良いとする企業が63.3%を占め、一人一社制、

複数応募の開始時期を現行のとおりとする企業の割合も 56%と半数以上あることから、多くの企業はこれまでの信頼関係の下、指定校を維持することが想定され、公開求人を選択する企業は、継続して応募者のない企業や新興企業など限定的になるのではないかと推察した。

これらのことから、指定校求人が少ない学校に所属する高校生の応募機会の拡充、地域産業に必要な労働力を充足する機会を提供するという観点から、求人提出当初から「指定校求人」と「公開求人（指定校なし求人）」を選択可能とする取扱いについて、反対意見はなかった。ただし、学校現場での受け止めは様々になることが予想されることから、取扱いの変更による混乱を来すことのないよう、現場の意見を十分聞くべきとの意見があった。

このため、今年度中に新たな取扱い案を学校に示し、予想される課題等を洗い出し、これらへの対応、対策について改めて整理した上で、一定の周知を行い実施する必要があると判断した。

具体的には、令和 7 年 2 月に開催される令和 6 年度滋賀県高等学校等進路指導研究会第 3 回就職部会において、指定校求人及び公開求人に関する新取扱い案について説明を行い、各学校において、令和 7 年度に令和 8 年度からの実施を見据えた進路指導、職業紹介業務を行い、課題、問題点を整理、把握し、同就職部会でも調整を行いながら決定すべきとの結論に至った。

4 令和 7 年度の就職慣行の在り方について

今年度実施した企業、学校関係者及び生徒アンケート調査を踏まえた、作業部会における検討結果として、滋賀県就職問題検討会議に対し以下のとおり提言する。

- ① 令和 8 年 3 月新規高等学校等卒業予定者の応募・推薦等に係る滋賀県の就職慣行については、現行の申し合わせを維持することが妥当であると考え。

ただし、複数応募の取扱いについては、今後の経済情勢や就職希望生徒の動向、求人状況等を見極めながら、継続して検討していく必要がある。

- ② 求人提出当初から「指定校求人」と「公開求人（指定校なし求人）」を選択可能とする取扱いについては、指定校求人が少ない学校に所属する高校生の応募機会の拡充、地域産業に必要な労働力を充足する機会を提供するという観点から、学校及び企業に対し、令和 8 年度から実施することを念頭に、令和 7 年度中に機会を捉え幅広く周知を実施し、必要な対応を行った上で、滋賀県高等学校等進路指導研究会就職部会の協力も得ながら令和 8 年度からの実施を判断すべきである。

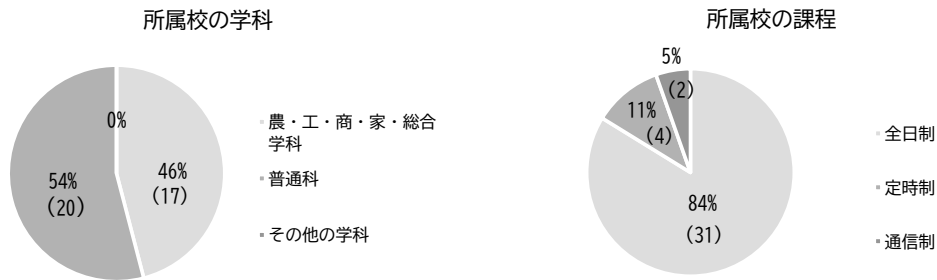
高等学校卒業予定者の就職に関するアンケートの回答結果

調査対象：令和5年度の就職決定者が10名以上の高等学校32校

〔全日制31校、定時制4校（うち3校は全日制と併置）、通信制2校（定時制と併置）〕

（１）就職指導者（32校37人）

1 所属校の学科と課程についてお答えください。



2 令和7年3月卒業予定者の9月末までの応募状況についてお答えください。

2-1 大阪府や和歌山県等における複数応募の利用状況についてお答えください。

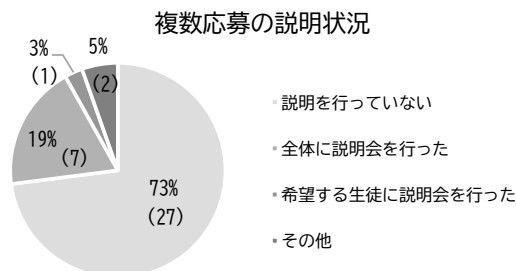
2-2 2-1で②を選択された方は、府県別の事業所への応募人数を回答ください。

利用がなかった	37	大阪府	0
利用があった	0	和歌山県	0
		その他	0

2-3 大阪府、和歌山県が応募・推薦開始当初より複数応募を可能としていることについて

説明を行っていない	27
全体に説明会を行った	7
希望する生徒に説明を行った	1
その他	2

※その他：保護者に説明を行った



2-4 大阪府、和歌山県が応募・推薦開始当初より複数応募を可能としていることについて

生徒の応募状況に影響がなかった	37
検討する生徒がいた	0
その他	0

3 以降は、滋賀県における就職慣行の申し合わせについての質問です。

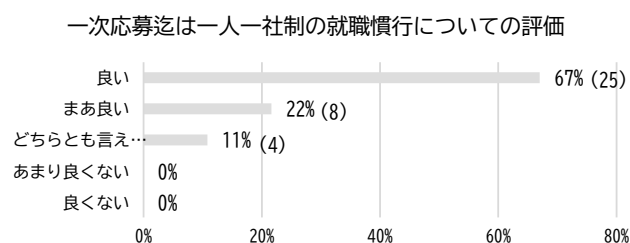
○滋賀県における就職慣行の「申し合わせ」は次の（Ａ）、（Ｂ）です。

（Ａ）求人票提出（10月以降の場合を含む）後、一次応募迄は、一人一社制、応募推薦枠は求人数の3倍以内とする。

（Ｂ）10月1日以降の未充足求人については、複数応募（2社まで）を可能とする。

3-1 申し合わせ（Ａ）について、評価をお願いします。

良い	25
まあ良い	8
どちらとも言えない	4
あまり良くない	0
良くない	0



3-2 3-1の理由や意見を記入ください。

<よい・まあ良い>

- ・就職決定率が高まるから。
- ・複数受験では辞退が多く、成績上位者に有利で下の生徒に不利になるから。
- ・企業との信頼関係を結ぶために現状維持がよいと思う。
- ・生徒が第一希望への応募に集中できるから。

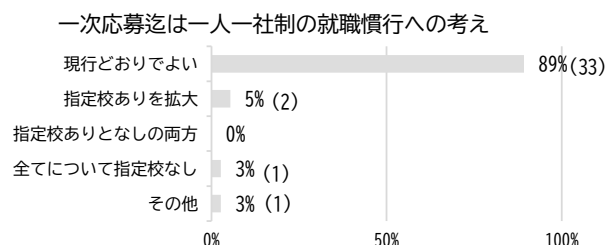
<どちらとも言えない>

- ・当初から複数応募を可能にするのが理想的だと思うが、教員の負担が大きすぎる。

3-3 申し合わせ（A）について、考えをお答えください。

現行のとおりでよい	33
応募・推薦枠を拡大した方がよい	2
指定校ありと指定校なしの両方があった方がよい	0
全ての求人について指定校なしの方がよい	1
その他	1

※その他：企業が指定校が公開かを選ばよい。



3-4 3-3の理由や意見を記入ください。

<現行のとおりでよい>

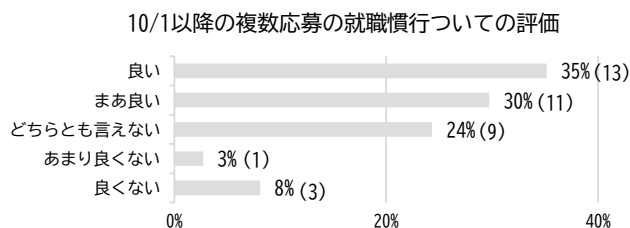
- ・今のままで特に問題がないから。
- ・ミスマッチを防げと思う。
- ・1社に絞った方が指導しやすいから。

<応募・推薦枠を拡大した方がよい>

- ・就職試験に競争倍率等の制限をかけるべきではないと思う。
- ・校内選考が難しいから。

3-5 申し合わせ（B）について、評価をお願いします。

良い	13
まあ良い	11
どちらとも言えない	9
あまり良くない	1
良くない	3



3-6 3-5の理由や意見を記入ください。

<現行のとおりでよい>

- ・早期内定のためによいと思う。

<どちらとも言えない>

- ・今のところ求人も多いので、二次募集になっても特に問題がないと思う。

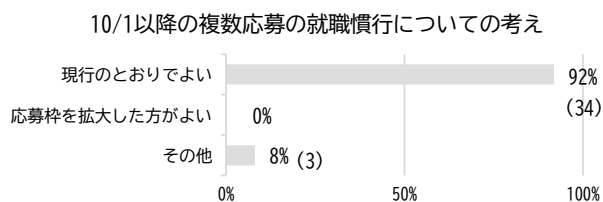
<あまり良くない・よくない>

- ・10月1日以降についても一人一社制は維持して行く方向でよいと思う。

3-7 申し合わせ（B）について、考えをお答えください。

現行のとおりでよい	34
応募枠を拡大した方がよい	0
その他	3

※その他：どちらでもない、一社応募にしたほうがよい、以前のやり方の方がいいと思う。



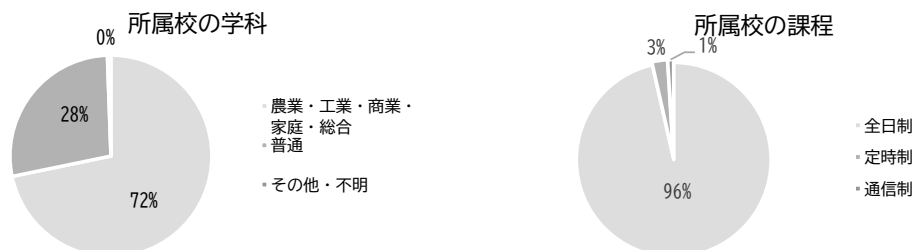
3-8 3-7の理由や意見を記入ください。

<現行のとおりでよい>

- ・今のままで特に問題がないから。
- ・本校では時期に関わらず1社に専念するように指導している。

(2) 生徒（就職内定者1,243人 ただし、11月末時点）

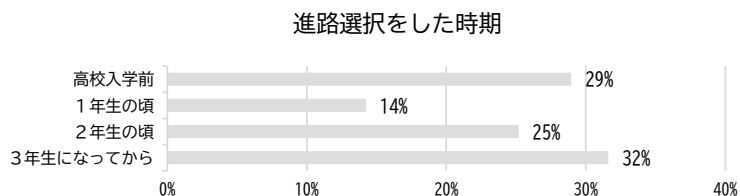
1 所属校の学科と課程をお答えください。



2 進路選択や就職活動についてお答えください。

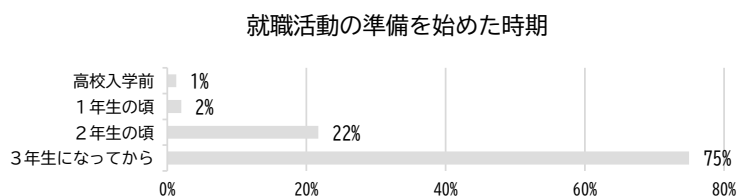
2-1 「就職」という進路選択（決定）をした時期はいつ頃ですか。

高校入学前	360
1年生の頃	177
2年生の頃	313
3年生になってから	393



2-2 就職活動（事業所調べ、昨年の求人票を見る等）の準備を始めた時期はいつ頃ですか。

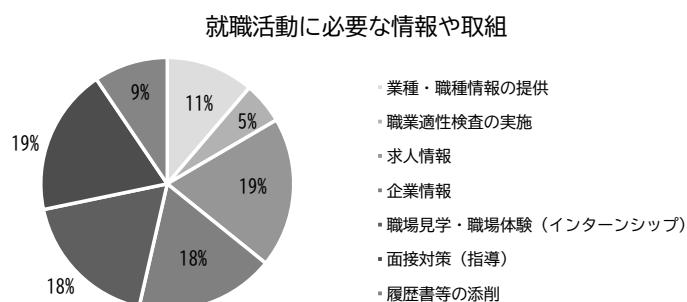
高校入学前	16
1年生の頃	25
2年生の頃	270
3年生になってから	932



2-3 就職活動を進めるにあたって、必要だと思う情報や取組は何ですか。（複数回答可）

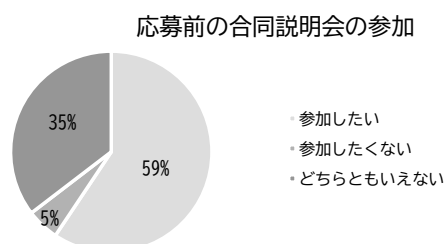
業種・職種情報の提供	583
職業適性検査の実施	276
求人情報	997
企業情報	922
職場見学・職場体験（インターンシップ）	941
面接対策（指導）	974
履歴書等の添削	491
その他	6

※その他
 ・情報：続けていけるのか、福利厚生、近い職種を選んだ人の面接時の話
 ・取組：自分の長所を考える、学科試験・作文の練習、大人に相談すること



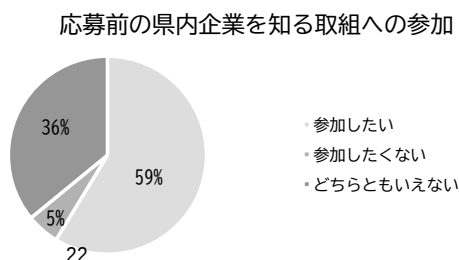
2-4 応募前に、合同企業説明会があれば参加したいですか。

参加したい	738
参加したくない	65
どちらともいえない	440



2-5 応募前に、県内の企業を知る取組があれば参加したいですか。

参加したい	731
参加したくない	67
どちらともいえない	445



3 以降は、滋賀県における就職の申し合わせ（ルール）についての質問です。

○滋賀県における就職慣行の「申し合わせ」は次の（Ａ）、（Ｂ）です。

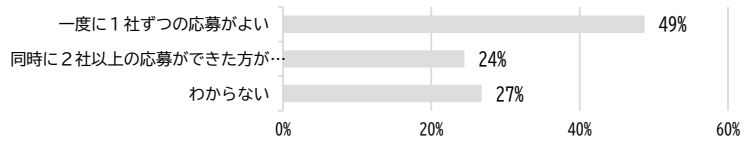
（Ａ）求人票提出（10月以降の場合を含む）後、一次応募返は、一人一社制、応募推薦枠は求人数の3倍以内とする。

（Ｂ）10月1日以降の未充足求人については、複数応募（2社まで）を可能とする。

3-1 「一人一社制」（面接時期に一度に1社ずつ応募する仕組み）について、どのように思いますか。

一度に1社ずつの応募がよい	606
同時に2社以上の応募ができた方がよい	304
わからない	333

一人一社制についての評価



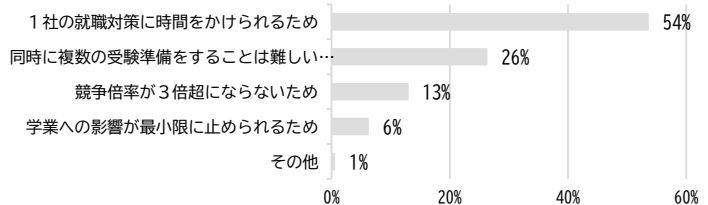
3-2 3-1で①と回答した理由について、当てはまるものを答えてください。（複数回答可）

1社の就職対策に時間をかけられるため	519
同時に複数の企業を受ける準備をすることは難しいため	255
競争倍率が3倍超にならないため	126
学業への影響が最小限に止められるため	61
その他	6

※その他

- ・ 指定校の差が出るから
- ・ （複数応募は）周りや自分の負担が大きいため
- ・ （複数応募は）落ちる人が多くなるから

一人一社制がよい理由

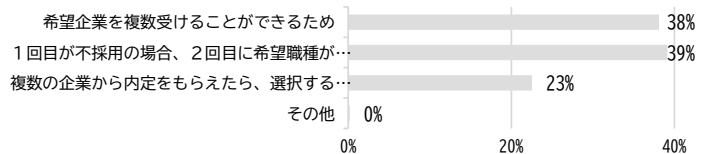


3-3 3-1で②と回答した理由について、当てはまるものを答えてください。（複数回答可）

希望企業を複数受けることができるため	186
1回目の応募が不採用の場合、2回目に希望職種が残っていない可能性があるため	191
複数の企業から内定をもらえたら、選択することができるため	110
その他	1

※その他：特になし

複数応募がよい理由



3-4 指定校求人にはメリットとデメリットがありますが、どのように思いますか。

メリット：応募倍率が低いので、内定を得る確率が高い。

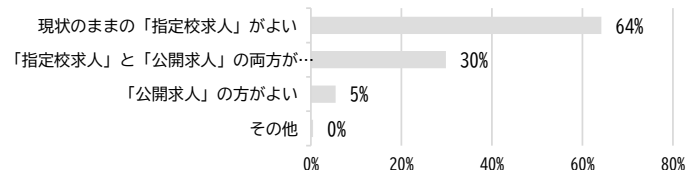
デメリット：事業所から高校に求人が来ないと応募できない。

現状のままの「指定校求人」がよい	798
「指定校求人」と「公開求人」の両方があった方がよい	371
「公開求人」の方がよい	68
その他	6

※その他

- ・ わからない
- ・ 公開求人はあるが指定校求人がない企業に就職したい場合、学校が企業に掛け合って指定校に変更してもらえるような制度が欲しい

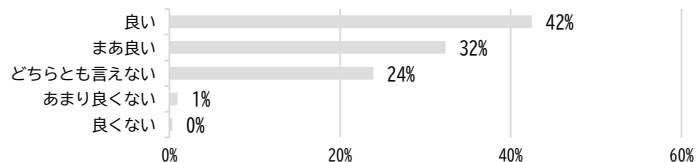
指定校求人についての考え



3-5 滋賀県における就職の申し合わせ（ルール）について、どのように思いますか。

良い	528
まあ良い	402
どちらとも言えない	297
あまり良くない	12
良くない	4

就職の申し合わせについての考え



3-6 3-5の理由や意見があれば記入してください。

<一人一社制への賛成理由>

- ・ 選択肢が少ないと悩まなくていいから。
- ・ 時間をかけて企業のことを知れるので良いと思う。
- ・ 競争倍率が3倍を超えないので、受かりやすいからいいと思う。

<一人一社制への反対理由>

- ・ 2社以上受けることで、試験に落ちてしまっても他に興味のある企業に内定をもらえる可能性が高いから。
- ・ たくさん受けると慣れるから。これは練習ではできないことだと思う。

<その他の意見>

- ・ 「競争倍率3倍を超えない」というのは高い。2倍程度でないと不安がある。
- ・ 一人一社制と複数応募を選択できる方がいいと思う。 23

高校生の就職慣行（応募・推薦に係る申し合わせ）に関する企業アンケートの結果

1 アンケート調査の概要

調査対象：滋賀県内の事業所（高卒求人の提出有無を問わない。）

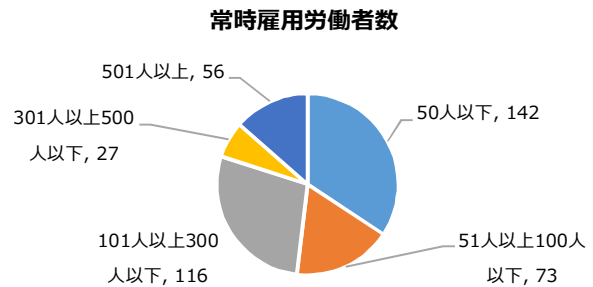
調査期間：令和6年6月1日～令和6年9月30日

総回答数：414件

2 アンケート結果

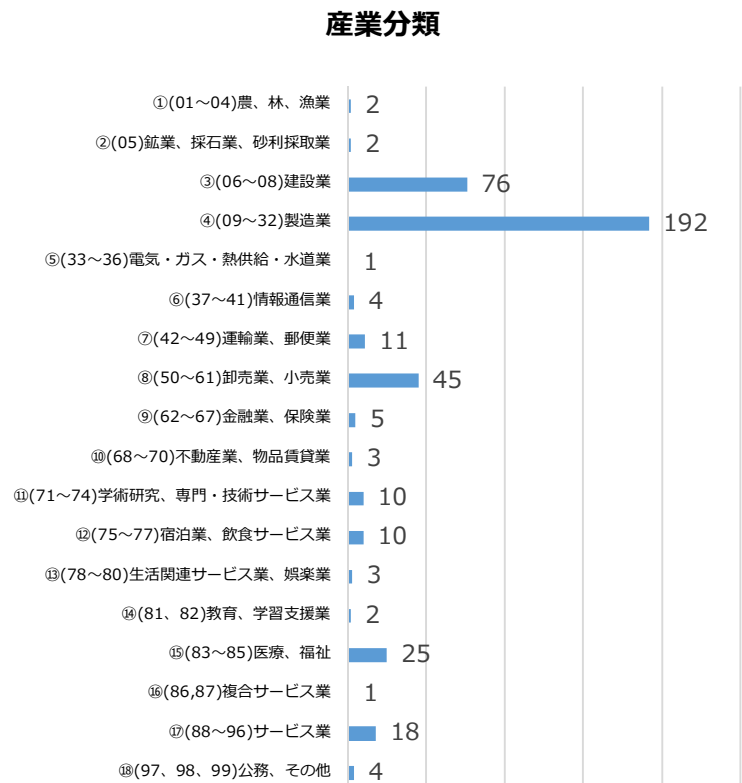
Q1 貴事業所（企業全体）の常時雇用する労働者数をお答えください。

常時雇用労働者数	件数	割合
50人以下	142	34.3%
51人以上100人以下	73	17.6%
101人以上300人以下	116	28.0%
301人以上500人以下	27	6.5%
501人以上	56	13.5%
合計	414	100%



Q2 貴事業所の主たる産業をお答えください。

産業分類	事業所数	割合
①(01～04)農、林、漁業	2	0.5%
②(05)鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.5%
③(06～08)建設業	76	18.4%
④(09～32)製造業	192	46.4%
⑤(33～36)電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.2%
⑥(37～41)情報通信業	4	1.0%
⑦(42～49)運輸業、郵便業	11	2.7%
⑧(50～61)卸売業、小売業	45	10.9%
⑨(62～67)金融業、保険業	5	1.2%
⑩(68～70)不動産業、物品賃貸業	3	0.7%
⑪(71～74)学術研究、専門・技術サービス業	10	2.4%
⑫(75～77)宿泊業、飲食サービス業	10	2.4%
⑬(78～80)生活関連サービス業、娯楽業	3	0.7%
⑭(81、82)教育、学習支援業	2	0.5%
⑮(83～85)医療、福祉	25	6.0%
⑯(86,87)複合サービス業	1	0.2%
⑰(88～96)サービス業	18	4.3%
⑱(97、98、99)公務、その他	4	1.0%
合計	414	100.0%



Q3～Q5は、滋賀県における就職慣行の申し合わせについての質問です。

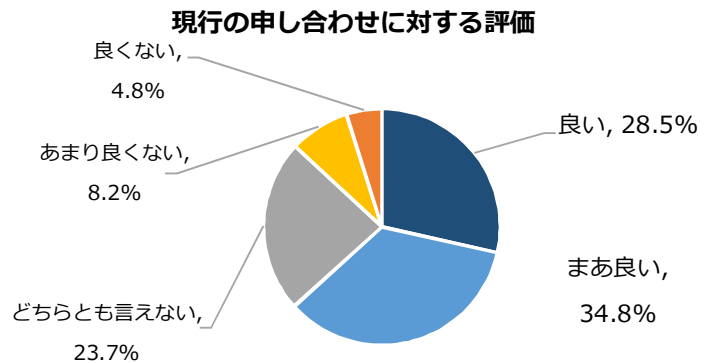
○滋賀県における就職慣行の「申し合わせ」は、次の（i）、（ii）です。

（i）求人票提出（10月以降の場合を含む）後、一次選考までは、1人1社制、応募推薦枠は求人数の3倍以内とする。

（ii）10月1日以降の未充足求人については、複数応募（2社まで）を可能とする。

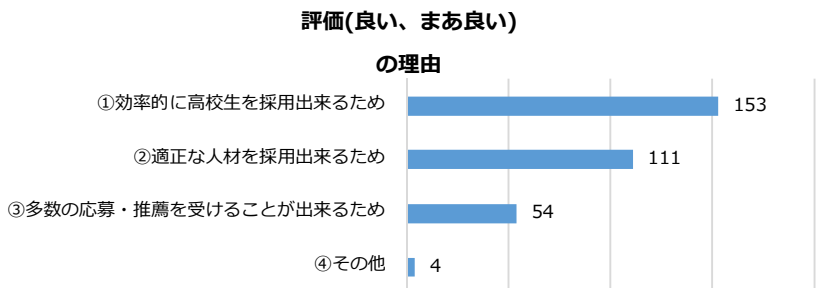
Q 3 申し合わせ(上記 i 及び ii)についての評価をお願いします。

	事業所数	割合
良い	118	28.5%
まあ良い	144	34.8%
どちらとも言えない	98	23.7%
あまり良くない	34	8.2%
良くない	20	4.8%
合計	414	100%



Q 3-2 評価(良い、まあ良い)を選択した理由をお答えください。(複数回答可)

	回答数
①効率的に高校生を採用出来るため	153
②適正な人材を採用出来るため	111
③多数の応募・推薦を受けることが出来るため	54
④その他	4
合計	322
回答事業所数	262

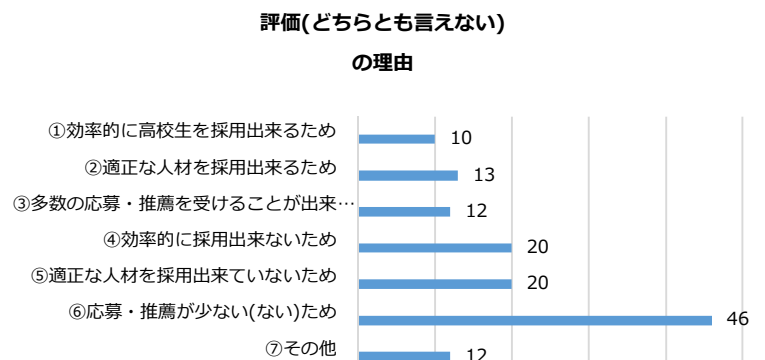


④その他(自由記述)

- ・毎年求人を出させていただいているわけではなく、その効果があまり実感できていないため。
- ・人気職種（企業）へのチャレンジ受験を防ぎ、企業にとっても生徒さんにとっても本業に負担が少ない。
また当社のような中小企業にも目を向けていただける可能性がある。
- ・推薦をしてもらえるならば、決まりのある良い制度だと思う。

Q 3-3 評価(どちらとも言えない)を選択した理由をお答えください。(複数回答可)

	回答数
①効率的に高校生を採用出来るため	10
②適正な人材を採用出来るため	13
③多数の応募・推薦を受けることが出来るため	12
④効率的に採用出来ないため	20
⑤適正な人材を採用出来ていないため	20
⑥応募・推薦が少ない(ない)ため	46
⑦その他	12
合計	133
回答事業所数	98



⑦その他(自由記述)

- ・高校生採用を行っていないのでわからない。
- ・学生さんの自由度、選択の幅が無さすぎると思います。
- ・高校生が希望したところがダメになった場合、チャレンジができなくなる。 何社か面接を受けてもいいようにしたほうが良いと思います。

・良い面と悪い面があると感じたため。質問と少し外れるのですが、求人票返却日にハローワークに求人票の受取に多くの企業の担当者が並び、急いで高校を回る、ということにいまどき珍しいと強く感じました。また、高校によっては求人票が高校に提出された受付順で、検索機能もなく、ずらっとPDFの求人票が並んでいるものを生徒さんが見て就職先を決めるところもあります。ハローワークで電子上の求人情報を持っていると思いますので、それを指定校の高校にシステムなりを使って送って、電子情報を生徒さんが見る方が見やすいし効率がいいと強く思いました。

・学生優位のご時世ですが、中小はじめ最近は大手中においても製造業以外は高卒求人1, 2名といったところも増えてきており、選ぶことができる分母は確実に減ってきている状況下での1次選考で1社のみは、学生の可能性に制限をかけてしまうのではと危惧してしまいます。

- ・3倍枠を利用して複数校に求人票を提出するも効果がないため。

Q 3-4 評価(良くない、あまり良くない)を選択した理由をお答えください。(複数回答可)

	回答数
①効率的に採用出来ないため	22
②適正な人材を採用出来ていないため	17
③応募・推薦が少ない(ない)ため	38
④その他	9
合計	86
回答事業所数	54

評価(あまり良くない、良くない)
の理由

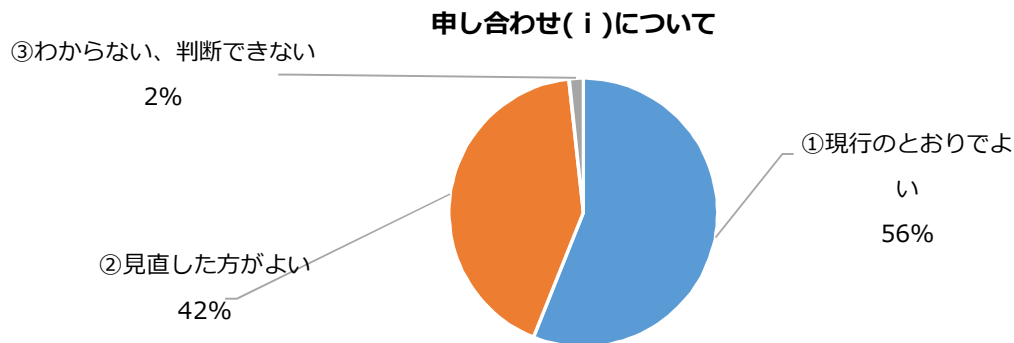


④その他(自由記述)

- ・応募者の職業選択の幅が狭まってしまうため。
- ・学生からすると就職難時代の遺物。学生に多くの企業を知る機会を与え、ミスマッチを防止する。学校も企業が採用辞退すると次から紹介しないという脅しも無くなるのではないのでしょうか。
- ・高校生の企業・職業情報や職業経験は限られることから、1社では選択の幅が狭すぎ、職業選択の自由度を高めるようにすべき。同時に、1人1社制によりミスマッチが大きくなると考えられるため。(高校生を守ることに繋がっていない。)
- ・公務員志望の生徒が一般企業と併願できない。
- ・1人1社制であれば、そもそも中小企業に見向きもしない。
- ・応募前見学を先生同伴しないといけないルールであれば、生徒がたくさんの企業を見学するには無理があり、どこの高校も1人1社ないし2社程度しか見学ができない。
- ・学生にとって選択肢が多いほうがいい。複数応募出来るほうが行きたい会社に応募が出来ると思われる。そのほうが離職率の低下にもつながると思います。
- ・憲法に定める職業選択の自由を侵害するのではないかと考える。また、県外からの応募の可能性を妨げている。
- ・内定を出したとしても、確定でないため企業としては厳しい。
- ・経験の少ない高校生に1社に絞らせることには無理があり、ミスマッチの要因になっていると考えられるため。

Q 4 申し合わせ(i)について、お考えをお答えください。

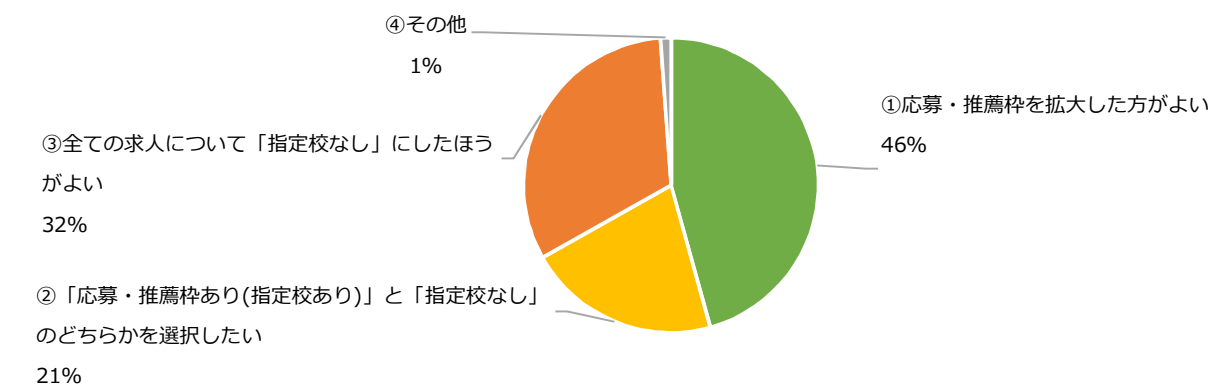
	回答数	割合
①現行のとおりでよい	232	56.0%
②見直した方がよい	175	42.3%
③わからない、判断できない	7	1.7%
合計	414	100%



Q 4の回答②「見直した方がよい」という意見の内訳

	回答数	割合
①応募・推薦枠を拡大した方がよい	80	45.7%
②「応募・推薦枠あり(指定校あり)」と「指定校なし」のどちらかを選択したい	37	21.1%
③全ての求人について「指定校なし」にしたほうがよい	56	32.0%
④その他	2	1.1%
合計	175	100%

「見直した方がよい」の内訳

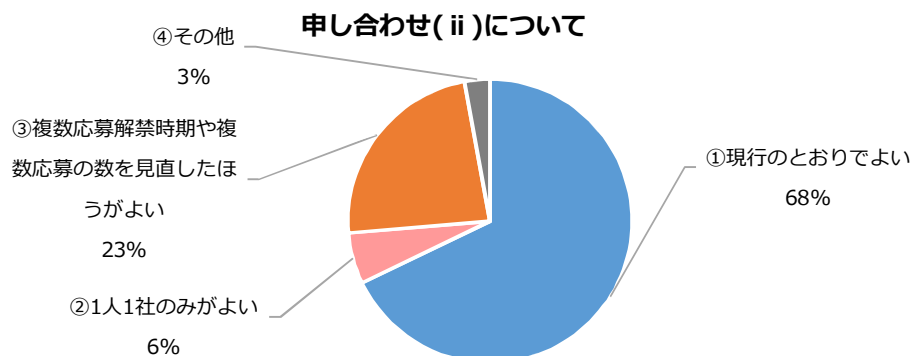


④その他(自由記述)

- ・高校生の選択肢を増やし、行きたくもない会社にしかいけなような状態をないようにしてほしい。

Q 5 申し合わせ(ii)について、お考えをお答えください。

	事業所数	割合
①現行のとおりでよい	281	67.9%
②1人1社のみがよい	24	5.8%
③複数応募解禁時期や複数応募の数を見直したほうがよい	97	23.4%
④その他	12	2.9%
合計	414	100%



④その他(自由記述)

・ 2社という制限がある事によって弊社のような中小企業は選ばれにくいと感じる為。

※大卒の新卒採用の場合、3社目、4社目の候補として選考に来てもらえている。

・ 高校生の採用実績がないため、わかりません。

・ 高校生の職業選択の自由の権利を保障できるシステムにしてほしい。

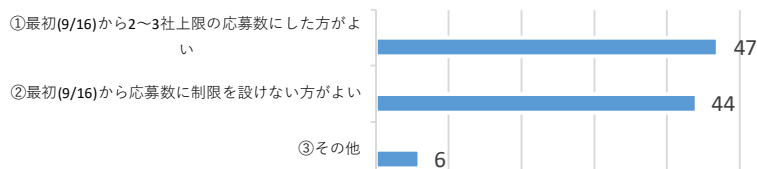
・ そもそも就職希望の学生が少ないことが問題。

・ 1人1社にする必要が無い。大学生と同じく何社も受けれるようにするべきではないか。高校生も色々な会社を見て選びたいと思うはず。時期も数も設定不要。最初から複数応募にすべき。

Q 5-2 Q 5で③複数応募解禁時期や複数応募の数を見直した方がよいと回答した場合、お答えください。

	回答数
①最初(9/16)から2～3社上限の応募数にした方がよい	47
②最初(9/16)から応募数に制限を設けない方がよい	44
③その他	6
合計	97

Q 5で③を選択した場合



③その他(自由記述)

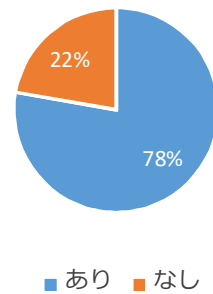
・ 最初から5社以内。

・ 10月以降は、2社に限る必要は無いように思います。

Q 6 令和5年度の高卒求人提出有無をお答えください。

	事業所数	割合
あり	322	77.8%
なし	92	22.2%
合計	414	100%

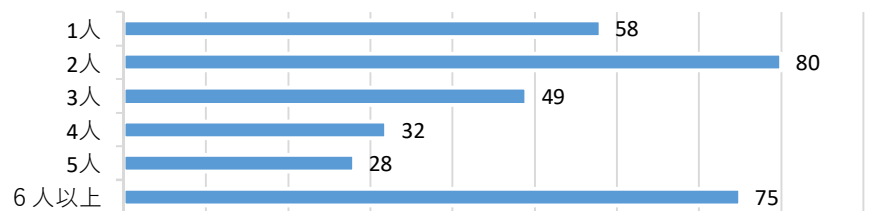
Q 6 令和5年度の高卒求人について



Q 6-2 Q 6で「あり」と選択した場合の求人数をお答えください。

	回答数
1人	58
2人	80
3人	49
4人	32
5人	28
6人以上	75
合計	322

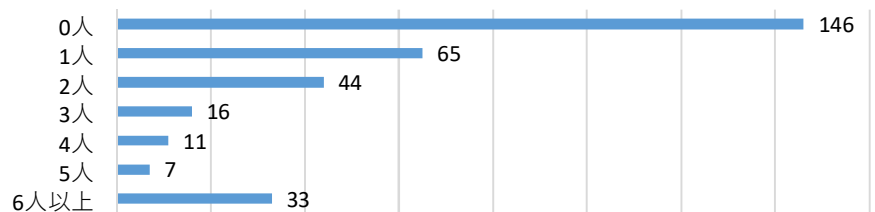
令和5年度高卒求人を出した事業所の求人数



Q 6-3 Q 6で「あり」と選択した場合、一次選考における求人への応募者数をお答えください。

	回答数
0人	146
1人	65
2人	44
3人	16
4人	11
5人	7
6人以上	33
合計	322

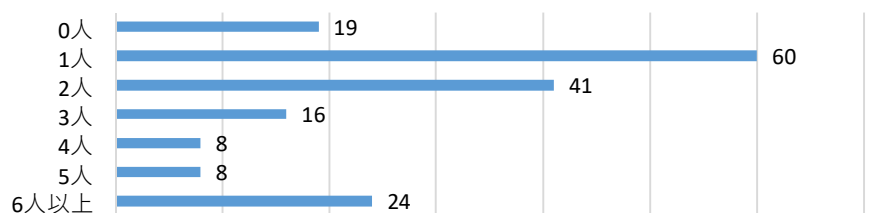
令和5年度高卒求人を出した事業所の
一次選考における求人への応募者数



Q 6-4 令和5年度高卒求人的一次選考において1人以上応募があった事業所の内定者数をお答えください。

	回答数
0人	19
1人	60
2人	41
3人	16
4人	8
5人	8
6人以上	24
合計	176

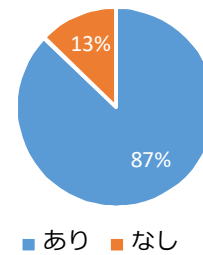
令和5年度高卒求人的一次選考に1人以上応募があった事業所の内
定者数



Q 7 令和6年度（令和7年3月卒）の高卒求人提出の有無(提出予定を含む)をお答えください。

	回答数	割合
あり	361	87%
なし	53	13%
合計	414	100%

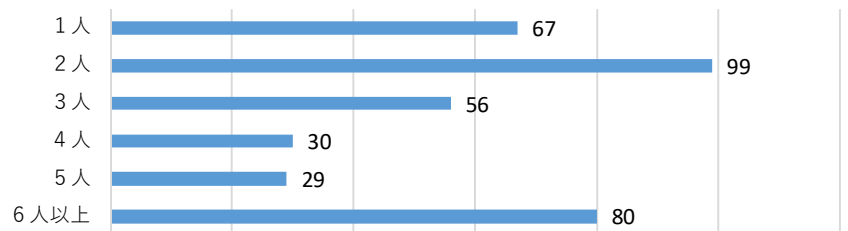
令和6年度(令和7年3月卒)の
高卒求人提出の有無



Q 7でありを選択した場合の求人数

	回答数
1人	67
2人	99
3人	56
4人	30
5人	29
6人以上	80
合計	361

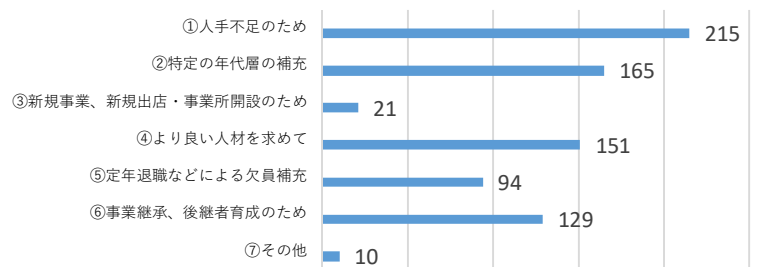
Q 7でありを選択した場合の求人数



Q 7-2 Q 7でありを選択した場合、求人提出の理由をお答えください。(複数回答可)

	回答数
①人手不足のため	215
②特定の年代層の補充	165
③新規事業、新規出店・事業所開設のため	21
④より良い人材を求めて	151
⑤定年退職などによる欠員補充	94
⑥事業継承、後継者育成のため	129
⑦その他	10
回答事業数	361

Q 7でありを選択した場合
求人提出の理由(複数回答可)

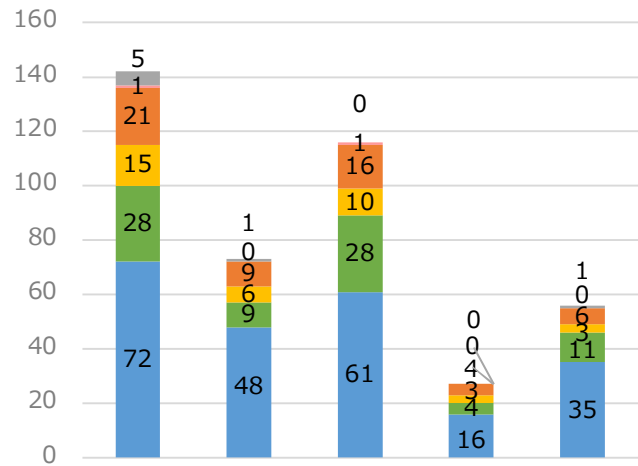


⑦その他(自由記述)

- ・障がい者雇用の推進。
- ・組織の新陳代謝、活性化のため。
- ・地域貢献。
- ・専門分野で活動を希望する人材に新しい就労環境をつくるため。

■ 常時雇用労働者数別 申し合わせ（i）に対する評価
（クロス集計 Q 1 常時雇用労働者数×Q 4 申し合わせ(i)について）

Q 1 常時雇用労働者数×Q 4 申し合わせ(i)について



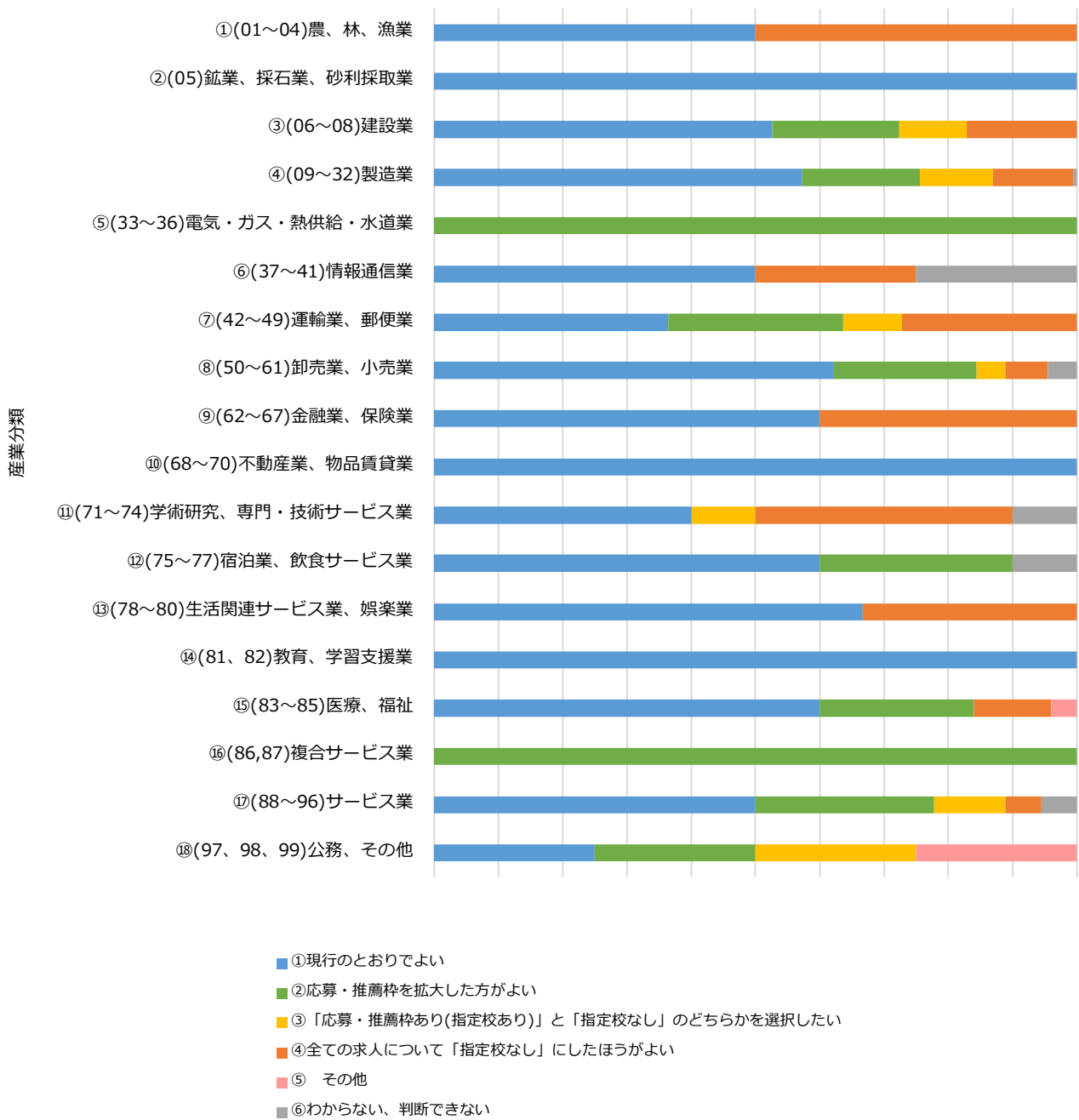
			常時雇用労働者数					
			50人以下	51人以上 100人以下	101人以上 300人以下	301人以上 500人以下	501人以上	合計
申し合わせ(i)について	①現行のとおりでよい		72	48	61	16	35	232
	見直した方がよい	②応募・推薦枠を拡大した方がよい	28	9	28	4	11	80
		③「応募・推薦枠あり(指定校あり)」と「指定校なし」のどちらかを選択したい	15	6	10	3	3	37
		④全ての求人について「指定校なし」にしたほうがよい	21	9	16	4	6	56
		⑤その他	1	0	1	0	0	2
	⑥わからない 判断できない		5	1	0	0	1	7
	合計		142	73	116	27	56	414

- ①現行のとおりでよい
- ②応募・推薦枠を拡大した方がよい
- ③「応募・推薦枠あり(指定校あり)」と「指定校なし」のどちらかを選択したい
- ④全ての求人について「指定校なし」にしたほうがよい
- ⑤その他
- ⑥わからない 判断できない

■産業分類別 申し合わせ（i）に対する評価
（クロス集計 Q 2 産業分類×Q 4 申し合わせ(i)について）

		申し合わせ(i)について						
		①現行のとおりでよい	②応募・推薦枠を拡大した方がよい	③「応募・推薦枠あり(指定校あり)」と「指定校なし」のどちらかを選択した	④全ての求人について「指定校なし」にしたほうがよい	⑤ その他	⑥わからない、判断できない	合計
産業分類	①(01～04)農、林、漁業	1	0	0	1	0	0	2
	②(05)鉱業、採石業、砂利採取業	2	0	0	0	0	0	2
	③(06～08)建設業	40	15	8	13	0	0	76
	④(09～32)製造業	110	35	22	24	0	1	192
	⑤(33～36)電気・ガス・熱供給・水道業	0	1	0	0	0	0	1
	⑥(37～41)情報通信業	2	0	0	1	0	1	4
	⑦(42～49)運輸業、郵便業	4	3	1	3	0	0	11
	⑧(50～61)卸売業、小売業	28	10	2	3	0	2	45
	⑨(62～67)金融業、保険業	3	0	0	2	0	0	5
	⑩(68～70)不動産業、物品賃貸業	3	0	0	0	0	0	3
	⑪(71～74)学術研究、専門・技術サービス業	4	0	1	4	0	1	10
	⑫(75～77)宿泊業、飲食サービス業	6	3	0	0	0	1	10
	⑬(78～80)生活関連サービス業、娯楽業	2	0	0	1	0	0	3
	⑭(81、82)教育、学習支援業	2	0	0	0	0	0	2
	⑮(83～85)医療、福祉	15	6	0	3	1	0	25
	⑯(86,87)複合サービス業	0	1	0	0	0	0	1
	⑰(88～96)サービス業	9	5	2	1	0	1	18
	⑱(97、98、99)公務、その他	1	1	1	0	1	0	4
	合計	232	80	37	56	2	7	414

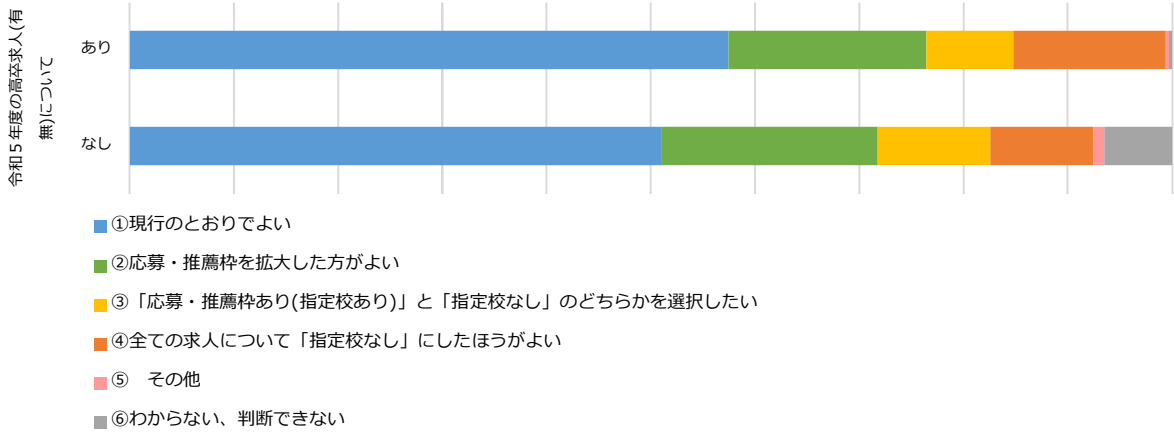
Q 2 主たる産業×Q 4 申し合わせ(i)について



■ 高卒求人提出有無別 申し合わせ（i）に対する評価
 （クロス集計 Q 6 令和 5 年度の高卒求人(有無)について×Q 4 申し合わせ(i)について)

		申し合わせ(i)について						
		①現行のとおりでよい	②応募・推薦枠を拡大した方がよい	③「応募・推薦枠あり(指定校あり)」と「指定校なし」のどちらかを選択したい	④全ての求人について「指定校なし」にしたほうがよい	⑤ その他	⑥わからない、判断できない	合計
令和 5 年度の高卒求人(有無)について	あり	185	61	27	47	1	1	322
	なし	47	19	10	9	1	6	92
	合計	232	80	37	56	2	7	414

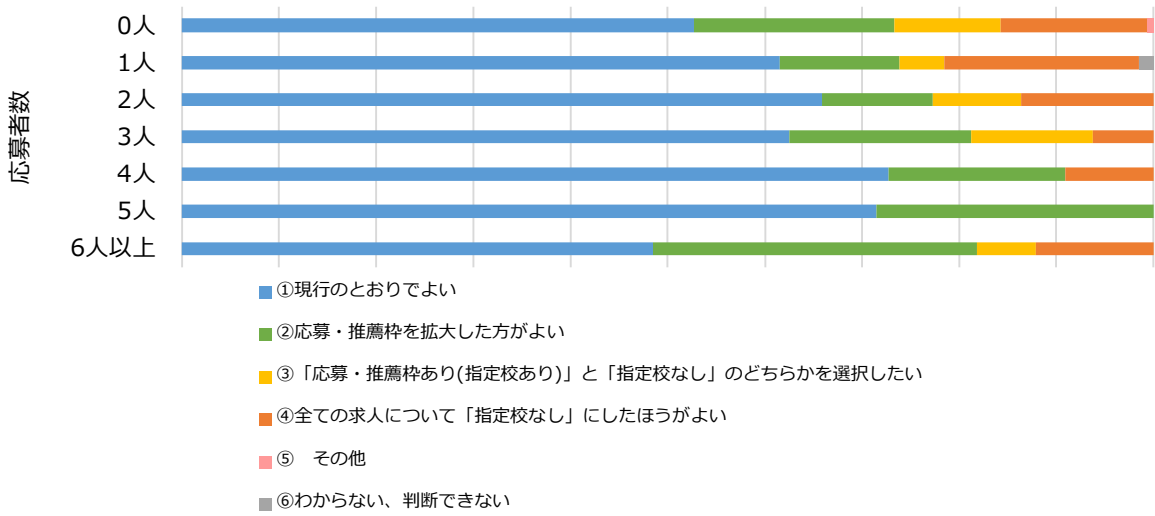
Q 6 令和 5 年度の高卒求人(有無)について×Q 4 申し合わせ(i)について



■ 令和5年度の応募者数別 申し合わせ（i）に対する評価
 （クロス集計 Q6 令和5年度の高卒求人(応募者数)について×Q4 申し合わせ(i)について)

		Q4 申し合わせ(i)について						
		①現行のとおりでよい	②応募・推薦枠を拡大した方がよい	③「応募・推薦枠あり(指定校あり)」と「指定校なし」のどちらかを選択したい	④全ての求人について「指定校なし」にしたほうがよい	⑤ その他	⑥わからない、判断できない	合計
応募者数	0人	77	30	16	22	1	0	146
	1人	40	8	3	13	0	1	65
	2人	29	5	4	6	0	0	44
	3人	10	3	2	1	0	0	16
	4人	8	2	0	1	0	0	11
	5人	5	2	0	0	0	0	7
	6人以上	16	11	2	4	0	0	33
	合計	185	61	27	47	1	1	322

Q6 令和5年度の高卒求人(応募者数)について×Q4 就職慣行(i)について



令和6年度 滋賀県高等学校就職問題検討会議

令和7年度における新規高等学校等卒業生の応募・推薦に係る申し合わせ事項（案）

令和6年度滋賀県高等学校就職問題検討会議において、令和7年度における新規高等学校等卒業生の就職に係る応募・推薦に係る取扱いについて、下記のとおり申し合わせる。

記

- (1) 生徒の企業への応募・推薦は、求人票提出(10月以降の場合を含む)後、いわゆる1次選考までは、1人1社制、応募推薦枠3倍は厳守する。
- (2) 10月1日以降の未充足求人には、複数応募(2社)を可能とする。
 ただし、10月1日時点(9月末の充足状況確認時)で、未充足であって、指定校以外からの応募を否とする求人にあつては、指定校の範囲内での複数応募となる。
 同様に、指定校以外からの応募を可とする求人にあつては、指定校以外を含めての複数応募とする。
- ① 複数応募の場合の生徒の意思表示について
 最初の応募求人について、内定の連絡(文書に限らない)があつた場合、他の応募求人の結果が出る出ないにかかわらず、連絡があつた日から7日以内に入社内諾等の意思表示を行うこととする。
- ② 複数応募に伴う、求人票への専願優先、併願可の取扱いについて
 各事業所は、求人票提出時において、求人票に「専願優先」または「併願可」について表示をする必要がある。
 なお、10月1日以降の未充足求人については、「専願優先」または「併願可」について再度確認を行う必要がある。
- ③ 複数応募制に係る生徒の就職内諾について
 複数応募制に係る生徒の就職内諾については、下記のとおりとする。

複数応募制に係る生徒の就職内諾一覧

応募の状況	応募の結果	就 職 内 諾
「併願可」事業所2社へ応募	内定	応募した「併願可」事業所のいずれかに就職内諾
「専願優先」事業所と「併願可」事業所へ応募	「専願優先」事業所と「併願可」事業所共に内定	必ず、応募した「専願優先」事業所に対して就職内諾
	「専願優先」事業所のみ内定	必ず、応募した「専願優先」事業所に対して就職内諾
	「併願可」事業所のみ内定	応募した「併願可」事業所に対して就職内諾

- * 事業所は、選考結果を、原則として選考後3日以内、遅くとも7日以内に、必ず出身校を通じ応募者本人に、速やかに通知する。
- * 生徒は、内定の連絡(文書に限らない)があった場合、他の応募求人の結果が出る出ないにかかわらず、連絡があった日から7日以内に入社承諾等の意思表示を行う。

(3) 高等学校等における指導に係る留意点

10月1日以降の未充足求人については、複数応募(2社)が可能となったからといって、全ての生徒に対して複数応募させるのではなく、生徒の希望等を十分に斟酌したうえで、複数応募により、より一層効果が出ると思われる案件に限り複数応募を行うよう十分に留意する必要がある。

(4) 令和8年度以降の取扱いについて

① 1次選考からの複数応募の取扱いについて

今後の経済情勢や就職希望生徒の動向、求人状況等を見極めながら、その在り方について引き続き検討していく。

② 求人提出当初から「指定校求人」と「公開求人(指定校なし求人)」を選択可能とする取扱いについて

指定校求人が少ない学校に所属する高校生の応募機会の拡充、地域産業に必要な労働力を充足する機会を提供するという観点から、令和8年度から実施することを念頭に、学校及び企業に対して、令和7年度中に機会を捉え幅広く周知を実施し、滋賀県高等学校等進路指導研究会就職部会の協力を得ながら必要な対応を行う。

令和7年1月29日

滋賀県高等学校就職問題検討会議

一般社団法人滋賀経済産業協会
滋賀県中小企業団体中央会
滋賀県進路保障推進協議会
滋賀県高等学校等進路指導研究会
滋賀県高等学校等進路指導研究会就職部会
滋賀労働局職業安定部職業安定課
滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
滋賀県教育委員会事務局高校教育課